

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－２１０」を「別紙１－２１７」に改める。

第５条中「別紙１－２１０」を「別紙１－２１７」に改める。

第１１条中「令和４５年１０月６日」を「令和４５年１０月２日」に改める。

第１４条中「別紙１－２１０」を「別紙１－２１７」に改める。

別紙１－４、別紙１－９、別紙１－１０、別紙１－１５から別紙１－１７、別紙１－２６、別紙１－２９から別紙１－３１、別紙１－３４、別紙１－３６、別紙１－３７、別紙１－４２、別紙１－５６から別紙１－５８、別紙１－６１、別紙１－６４、別紙１－６５、別紙１－６９、別紙１－７３、別紙１－７５、別紙１－７６、別紙１－８０、別紙１－８６、別紙１－９０、別紙１－９６、別紙１－９９、別紙１－１０１、別紙１－１０４、別紙１－１０７、別紙１－１０８、別紙１－１３０、別紙１－１４９から別紙１－１５２、別紙１－１５４から別紙１－１５７、別紙１－１６１、別紙１－１６２、別紙１－１６４、別紙１－１６５、別紙１－１６７、別紙１－１６８、別紙１－１７１、別紙１－１７３、別紙１－１７４、別紙１－１７６から別紙１－１９１、別紙１－１９３から別紙１－２１０を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
 北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道5号 道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ
道道小樽塩谷インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽塩谷インターチェンジ

(4) 工事予算

117, 521 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 北海道余市郡余市町登町(STA 853+16.687)から北海道小樽市新光町(STA 45+39.464)まで
平成 18 年 4 月 19 日

小樽ジャンクション小樽方面から余市方面へのランプ

ロ 北海道小樽市新光町(C-STA 1078+99.879)から北海道小樽市新光3丁目(C-STA 1094+31.457)まで
平成 31 年 2 月 7 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 12 月 8 日 (余市IC～小樽JCT 供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)
 令和 6 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

128, 815 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 128, 138 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
 山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24. 4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	から	100	24. 4	
山形県上山市金瓶	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	から	2 車線	4 車線	
山形県上山市金瓶	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	かみのやま温泉インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

124, 096 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 31 年 4 月 13 日 (供用開始)
 令和 元 年 7 月 11 日 (残事業一部完成)
 令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

135, 948 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 135, 948 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市栗津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡富岡町大字上手岡 から
 福島県相馬市粟津 まで

(ロ) 延 長 47.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	から	100	47.1	
福島県相馬市 粟津	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	南相馬インターチェンジ
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ

(4) 工事予算

115, 199 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日	
②工事の完成予定年月日	平成 24 年 4 月 8 日	(南相馬～相馬供用開始)
	平成 26 年 12 月 6 日	(浪江～南相馬供用開始)
	平成 27 年 3 月 1 日	(常磐富岡～浪江供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

108, 578 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 108, 578 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延 長 5.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ

(4) 工事予算

99,710 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)
 令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

89, 795 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 89, 795 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
 千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10. 1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目	から	80	10. 1	
千葉県市川市高谷	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川中央インターチェンジ
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	市川南インターチェンジ
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション

(4) 工事予算

813, 105 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 2 月 25 日 (一部供用開始)

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

750, 065 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 750, 065 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県銚田市飯名 から
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(口) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県鉾田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	100	8.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル(土工部)
- メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道銚田茨城線	茨城県銚田市 飯名	立体接続	銚田インターチェンジ
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4) 工事予算

26, 271 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 2 月 3 日 (銚田IC～茨城空港北IC 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 577 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31, 577 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二世郡八雲町

(3) 工事予算

977 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 200 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 200 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

(3) 工事予算

1, 366 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 759 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 689 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

(4) 工事予算

5, 530 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 2 月 24 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 258 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 258 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

(4) 工事予算

1,190 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 元年 11 月 24 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,150 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,150 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

(4) 工事予算

1, 409 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 796 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 724 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道足寄郡 足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道足寄郡 足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 169 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 693 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 632 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目	から
埼玉県川口市赤芝新田	まで

(3) 工事予算

12, 785 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 384 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 101 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション

(4) 工事予算

8, 463 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 9 月 11 日 (供用開始)
令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 493 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 493 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1, 307 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 459 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 406 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1,818 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 4 月 13 日(供用開始)
令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,366 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,366 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
 山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県天童市 大字大町	から	100	1.7	
山形県東根市 大字羽入	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道287号	山形県東根市大字羽入	立体接続	東根インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県東根市大字羽入	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

2, 624 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 6 月 21 日 (外々運用)
 平成 31 年 3 月 23 日 (供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 007 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 007 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県深谷市本田から群馬県渋川市八木原まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から
	埼玉県深谷市黒田	まで
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から
	群馬県渋川市八木原	まで

(ロ) 延 長

Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から	2.3	キロメートル
	埼玉県深谷市黒田	まで		
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から	1.7	キロメートル
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで		
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	1.8	キロメートル
	群馬県渋川市八木原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から	120	2.3	
	埼玉県深谷市黒田	まで			
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から	120	1.7	
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで			
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	120	1.8	
	群馬県渋川市八木原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル (ただし、I 埼玉県深谷市本田から埼玉県深谷市畠山までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	埼玉県深谷市本田	から	6	6	付加車線事業
	埼玉県深谷市黒田	まで			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	6	6	付加車線事業
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで			
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	4	4	付加車線事業
	群馬県渋川市八木原	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	I		II		III		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50	1.50	2.50	2.50	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

8, 348 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 16 年 6 月 29 日	
②工事の完成予定年月日	平成 22 年 12 月 17 日	(本庄児玉IC 供用開始)
	平成 23 年 3 月 17 日	(花園IC、渋川伊香保IC 供用開始)
	平成 30 年 8 月 9 日	(花園IC 供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 680 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 680 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田	から
埼玉県三郷市番匠免二丁目	まで

(3) 工事予算

9, 114 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 322 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 228 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

25, 619 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30, 466 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 119 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(鳥の海PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1, 079 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 12 月 6 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 360 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 360 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1, 774 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 2 日 (一部供用開始)
令和 13 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 085 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 008 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東関東自動車道水戸線（三郷JCT（二次改築））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

I	埼玉県三郷市天神 埼玉県三郷市上口	から まで
II	埼玉県三郷市番匠免二丁目	

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

(4) 工事予算

19, 761 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12 年	1 月	12 日	
②工事の完成予定年月日	平成	24 年	9 月	14 日	(BHランプ供用開始)
	平成	25 年	4 月	3 日	(Bランプ供用開始)
	平成	26 年	7 月	30 日	(一部供用開始)
	平成	30 年	4 月	11 日	(Rランプ供用開始)
	令和	3 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 395 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21, 395 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷中央IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷中央インターチェンジ

(4) 工事予算

3,133 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 2 日 （供用開始）
令和 4 年 3 月 30 日 （残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,424 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,424 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

2, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 877 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 782 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
	神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延	長	8.7 キロメートル
-------	---	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	80	8.7	
から 神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目			
まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	6 車線	6 車線	
から			
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目			
まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2 (1. 75×2)	5. 00 (3. 50)	—	—	—	
トンネル部分	0. 75×2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

370, 175 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

422, 839 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 407, 183 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県桶川市大字川田谷	から
	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで

(ロ) 延 長	10.8 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	100	10. 8	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	4 車線	4 車線	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川加納インターチェンジ
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4) 工事予算

63, 562 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA133+43)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA134+95)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA134+95)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA151+00)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA151+00)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA152+60)まで
平成 26 年 11 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA152+60)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA155+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA155+20)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA156+49)まで
平成 26 年 8 月 20 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA156+49)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA159+19)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA159+19)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)まで
平成 26 年 12 月 20 日

別 紙 1

- チ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA164+22)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- リ 埼玉県北本市大字二ツ家(STA164+22)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA167+37)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- 又 埼玉県北本市大字二ツ家(STA167+37)から埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ル 埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)から埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)まで
平成 27 年 2 月 16 日
- ヲ 埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)から埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ワ 埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)から埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- カ 埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ヨ 埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- タ 埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)から埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- レ 埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)から埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ソ 埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)まで
平成 24 年 2 月 1 日
- ツ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)まで
平成 24 年 10 月 16 日
- ネ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)から埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ナ 埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)から埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ラ 埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ム 埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ウ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)まで
平成 26 年 8 月 22 日
- ノ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- オ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ク 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ヤ 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- 桶川北本IC ランプ部
- マ 埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A2+31)から埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A4+51)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ケ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A0+74)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)まで
平成 25 年 3 月 1 日
- フ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- コ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)まで
平成 25 年 3 月 1 日
- エ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A9+42)まで
平成 26 年 4 月 1 日

別 紙 1

テ 埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA5+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA10+26)まで
平成 25 年 3 月 1 日

桶川加納IC ランプ部

ア 埼玉県桶川市大字加納(A-STA1+70)から埼玉県桶川市大字加納(A-STA2+50)まで
平成 26 年 12 月 1 日

サ 埼玉県桶川市大字加納(B-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(B-STA3+02)まで
平成 25 年 11 月 1 日

キ 埼玉県桶川市大字加納(C-STA1+99)から埼玉県桶川市大字加納(C-STA3+80)まで
平成 24 年 5 月 15 日

ユ 埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+33)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)まで
平成 24 年 5 月 15 日

メ 埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA4+40)まで
平成 27 年 2 月 11 日

桶川加納IC 料金所部

ミ 埼玉県桶川市大字加納(B-STA0+80)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA0+50)まで
平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC ランプ部

シ 埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+30)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+58)まで
平成 25 年 10 月 1 日

別 紙 1

ヒ 埼玉県桶川市大字加納(G-ST A1+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-ST A2+48)まで
平成 24 年 5 月 15 日

モ 埼玉県桶川市大字加納(G-ST A2+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-ST A3+32)まで
平成 26 年 1 月 1 日

セ 埼玉県桶川市大字加納(H-ST A2+32)から埼玉県桶川市大字加納(H-ST A3+07)まで
平成 24 年 5 月 15 日

菖蒲PA

ス 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(ST A207+22)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(ST A210+87)まで
平成 26 年 12 月 21 日

スー1 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(ST A207+87)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(ST A208+60)まで
平成 27 年 4 月 30 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成年月日 平成 27 年 10 月 31 日（供用開始）

令和 4 年 3 月 30 日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

66, 046 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 66, 046 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県茂原市石神	から
	千葉県木更津市下郡	まで

(ロ) 延 長	21.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2 車線	4 車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原鶴舞インターチェンジ
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4) 工事予算

13, 660 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)まで
平成 24 年 7 月 18 日
- ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ホ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ホ - 2 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+59)まで
平成 24 年 9 月 1 日

別 紙 1

- ホ - 4 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+59) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+64) まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 5 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+64) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+00) まで
平成 24 年 10 月 1 日
- へ - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+00) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+05) まで
平成 24 年 8 月 1 日
- へ - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+05) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA259+20) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- へ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA259+20) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA262+60) まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ト - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA262+60) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA266+60) まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ト - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA266+60) から千葉県長生郡長南町岩撫 (STA272+86) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- チ - 1 千葉県長生郡長南町岩撫 (STA272+86) から千葉縣市原市田尾 (STA297+06) まで
平成 24 年 3 月 26 日
- チ - 2 千葉縣市原市田尾 (STA297+06) から千葉縣市原市田尾 (STA298+49.7) まで
平成 24 年 10 月 1 日

別 紙 1

- リ - 1 千葉県市原市田尾(STA298+49.7)から千葉県市原市山小川(STA306+80)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 2 千葉県市原市山小川(STA306+80)から千葉県市原市山小川(STA307+10)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- リ - 3 千葉県市原市山小川(STA307+10)から千葉県市原市山小川(STA308+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 4 千葉県市原市山小川(STA308+40)から千葉県市原市山小川(STA309+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 1 千葉県市原市山小川(STA309+00)から千葉県市原市山小川(STA310+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 2 千葉県市原市山小川(STA310+00)から千葉県市原市不入(STA313+81)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 3 千葉県市原市不入(STA313+81)から千葉県市原市不入(STA316+57)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 4 千葉県市原市不入(STA316+57)から千葉県市原市大和田(STA317+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 5 千葉県市原市大和田(STA317+60)から千葉県市原市大和田(STA320+05)まで
平成 25 年 2 月 20 日

別 紙 1

又 - 6 千葉県市原市大和田(STA320+05)から千葉県市原市大和田(STA321+18)まで
平成 24 年 12 月 1 日

又 - 7 千葉県市原市大和田(STA321+18)から千葉県市原市大和田(STA321+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日

又 - 8 千葉県市原市大和田(STA321+80)から千葉県市原市大和田(STA325+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日

又 - 9 千葉県市原市大和田(STA325+40)から千葉県市原市養老(STA327+3. 5)まで
平成 25 年 2 月 12 日

又 - 10 千葉県市原市養老(STA327+3. 5)から千葉県市原市久保(STA332+57)まで
平成 24 年 12 月 1 日

又 - 11 千葉県市原市久保(STA332+57)から千葉県市原市久保(STA332+72. 6)まで
平成 24 年 11 月 1 日

又 - 12 千葉県市原市久保(STA332+72. 6)から千葉県市原市山口(STA340+34)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ル - 1 千葉県市原市山口(STA340+34)から千葉県市原市山口(STA358+20)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ル - 2 千葉県市原市山口(STA358+20)から千葉県市原市山口(STA360+84)まで
平成 25 年 2 月 1 日

別 紙 1

- ヲ 千葉県市原市山口(STA360+84)から千葉県木更津市真理谷(STA367+59)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ワ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA367+59)から千葉県木更津市真理谷(STA372+41)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ワ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA372+41)から千葉県木更津市真理谷(STA375+21)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- カ 千葉県木更津市真理谷(STA375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA380+69)まで
平成 23 年 11 月 21 日
- ヨ 千葉県木更津市真理谷(STA380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA392+12)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- タ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA392+12)から千葉県木更津市真理谷(STA394+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- タ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA400+51)まで
平成 24 年 3 月 26 日
- レ 千葉県木更津市真理谷(STA400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)まで
平成 23 年 11 月 21 日
- ソ 千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)から千葉県木更津市真理谷(STA404+78)まで
平成 24 年 3 月 26 日

別 紙 1

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA404+78)から千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ネ 千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA0+19. 2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA1+10. 8)まで
平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ラ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA3+88. 5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA3+7)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ラ - 2 千葉県茂原市石神(B-STA1+3)から千葉県茂原市石神(B-STA2+1. 8)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 3 千葉県茂原市石神(C1-STA0+0)から千葉県茂原市石神(C1-STA2+0)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 4 千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA0+0)から千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA12+15)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 5 千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA12+18. 6)から千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA21+10)まで
平成 24 年 7 月 18 日

別 紙 1

ラ - 6 千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA12+11)から千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA21+00)まで
平成 24 年 7 月 18 日

市原鶴舞IC

ム - 1 千葉県市原市山小川(A-STA2+25. 4)から千葉県市原市山小川(A-STA5+44. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 2 千葉県市原市山小川(B-STA2+25. 4)から千葉県市原市山小川(B-STA6+11. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 3 千葉県市原市山小川(B-STA6+11. 9)から千葉県市原市山小川(B-STA6+42)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 4 千葉県市原市山小川(B-STA6+42)から千葉県市原市山小川(B-STA7+72)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 5 千葉県市原市山小川(B-STA7+72)から千葉県市原市山小川(B-STA8+32. 2)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 6 千葉県市原市山小川(C1-STA0+8. 9)から千葉県市原市山小川(C1-STA4+14. 7)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 7 千葉県市原市山小川(C2-STA4+8. 5)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+8. 6)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ム - 8 千葉県市原市山小川(C2-STA7+8. 6)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+38. 9)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 9 千葉県市原市山小川(C2-STA7+38. 9)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+91. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 10 千葉県市原市山小川(D-STA4+9. 1)から千葉県市原市山小川(D-STA8+26. 5)まで
平成 24 年 12 月 1 日

市原鶴舞IC 料金所部
ウ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+8. 95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

市原鶴舞IC 管理施設部
ノ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

市原鶴舞IC 297号接道まで
オ 千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)から千葉県市原市田尾(E-STA2+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

高滝湖PA 内回り休憩施設
ク - 1 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 24 年 12 月 1 日

高滝湖PA 外回り休憩施設
ク - 2 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 26 年 12 月 11 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日	平成 25 年 4 月 27 日	(供用開始)
	平成 25 年 7 月 12 日	(高滝湖PA 内回り供用開始)
	平成 27 年 8 月 10 日	(高滝湖PA 外回り供用開始)
	令和 4 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 936 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 936 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(京葉市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

17, 018 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 4 月 24 日 (供用開始)
令和 9 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20, 710 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 404 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から
	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで

(ロ) 延 長	4.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	80	4. 2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	6 車線	6 車線	6車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道長浜第56号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
市道長浜第99号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
県道高速湾岸線 (首都高速道路湾岸線)	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	平面接続	並木インターチェンジ
市道堀口第531号	神奈川県横浜市 金沢区能見台東	立体接続	堀口能見台インターチェンジ

(4) 工事予算

176 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 3 年 12 月 17 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

328 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 319 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号

(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延 長	15.7 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15. 7	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4 車線	4 車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市丘山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

22, 529 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 489 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 457 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道466号（第三京浜道路）（野川IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

17, 414 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 150 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 582 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

1, 643 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 844 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 767 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

43, 953 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48, 256 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容

個別箇所に関する工事の内容は、下記のとおりとする。

ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。

また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成23年4月28日 (供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	893百万円	1,234百万円	—	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	300百万円	338百万円	—	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	447百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	92百万円	96百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1－90号線 及び 市道新津 1－91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成23年12月17日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	1,271百万円	1,387百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年9月11日	平成25年8月25日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	1,885百万円	2,132百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年2月22日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	2,762百万円	3,174百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成25年3月28日 (残事業完成)	2,772百万円	3,006百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年7月14日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	904百万円	1,028百万円	—	栄PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法								
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
関越自動車道 新潟線	埼玉県大里 郡寄居町用 土	深谷市道 岡2-570号 及び 寄居町道 A046号線	埼玉県深谷 市本郷及び 大里郡寄居 町用土	立体接続	平成24年5月1日	平成31年3月28日 (下り線供用開始) 令和3年3月28日 (上り線供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	1,718百万円	2,389百万円	—	寄居 PA
関越自動車道 新潟線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	町道2480号 線及び 町道2087号 線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	立体接続	平成24年5月1日	平成27年12月20日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	1,165百万円	1,240百万円	—	上里 SA
北陸自動車道	新潟県長岡 市上野町	市道上川西 398号線及び 市道上川西 399号線	新潟県長岡 市上野町及 び大荒戸町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,490百万円	2,569百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県新潟 市江南区西 野	主要地方道 新潟港横越 線	新潟県新潟 市江南区西 野	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月26日 (供用開始) 平成29年3月31日 (残事業完成)	3,376百万円	3,562百万円	—	本線 直結 型
北海道縦貫自動車 道 函館名寄線	北海道砂川 市空知太	市道砂川SA スマートイン ター線	北海道砂川 市北光	立体接続	平成25年7月1日	平成27年8月8日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	420百万円	455百万円	—	砂川 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	福島県郡山 市大槻町	市道中央イン ター1号線及 び市道中央 インター2号 線	福島県郡山 市大槻町及 び片平町	立体接続	平成25年7月1日	平成31年1月13日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,359百万円	2,697百万円	—	本線 直結 型
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	市道附野下 笹森線及び 県道衣川水 沢線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年4月21日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,515百万円	2,672百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法								
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字煙山	県道不動盛 岡線及び町 道堤川目線	岩手県柴波 郡矢巾町大 字上矢次及 び煙山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	1,202百万円	1,297百万円	—	矢巾 PA
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県滝沢 市高屋敷平	市道茨島土 沢線	岩手県滝沢 市高屋敷平	立体接続	平成25年7月1日	平成31年4月20日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	4,422百万円	4,561百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字榎木 沢	市道西138 号線	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字榎木 沢	立体接続	平成25年7月1日	平成27年2月21日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	286百万円	291百万円	—	南相馬 鹿島 SA
常磐自動車道	宮城県亘理 郡山元町坂 元字法羅	町道坂元イン ター線	宮城県亘理 郡山元町坂 元字上小山	立体接続	平成25年7月1日	平成29年4月1日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,740百万円	2,875百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋	町道亘理ス マートイン ター線	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋字新 谷地	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	623百万円	702百万円	—	鳥の海 PA
北関東自動車道	群馬県太田 市成塚町	市道太田成 塚北金井10 93号線	群馬県太田 市北金井町	立体接続	平成25年7月1日	平成30年7月28日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	1,252百万円	1,348百万円	—	太田強 戸 PA
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県名取 市下増田耕 谷	市道飯野坂 杉ヶ袋線	宮城県名取 市下増田耕 谷及び飯野 坂小揚場	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,275百万円	2,352百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県大網 白里市小中	市道01-03 2号線	千葉県大網 白里市小中	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	3,034百万円	3,264百万円	—	本線 直結 型
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県茂原 市国府関	市道3級42 21号線	千葉県茂原 市国府関	立体接続	平成25年7月1日	令和2年2月16日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	2,749百万円	3,104百万円	—	本線 直結 型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17. 6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19. 9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から	4 車線	4 車線	4車線化
新潟県上越市大字中屋敷 まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 新潟県上越市 中郷区二本木	土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 新潟県上越市 大字中屋敷	土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	3. 00メートル(土工部) 3. 00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4. 50メートル(土工部) 4. 50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

81, 901 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 12 月 7 日 (一部供用開始)

令和 元 年 12 月 5 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

88, 091 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 88, 091 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
 千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20. 7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	100	20. 7	
千葉県富津市竹岡	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル(土工部)

4.50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

30, 037 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日(木更津南JCT～富津中央IC 供用開始)
令和 2 年 3 月 6 日(富津中央IC～富津竹岡IC 供用開始)
令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 270 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33, 270 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 419 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 355 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東関東自動車道水戸線（鉾田IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 490 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 716 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 654 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市下早見	から
	茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで

(ロ) 延 長	12.7 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市下早見	から	100	12.7	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市下早見	から	2 車線	4 車線	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道 弘前線	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4) 工事予算

25, 514 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 埼玉県久喜市下早見(STA274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)から埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ニ 埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日
- ト 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

チ 埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)まで

平成 26 年 8 月 1 日

リ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)まで

平成 26 年 4 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)まで

平成 26 年 12 月 2 日

ル 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)まで

平成 26 年 10 月 30 日

ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)まで

平成 26 年 11 月 13 日

ワ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)まで

平成 26 年 10 月 30 日

幸手IC ランプ部

カ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A1+28)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)まで

平成 26 年 5 月 1 日

コ 埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A1+10)まで

平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

タ 埼玉県幸手市大字平須賀(A-STA1+06)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)まで
平成 26 年 5 月 1 日

レ 埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA1+12)まで
平成 26 年 8 月 1 日

幸手IC 管理施設部

ソ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-STA1+31)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA0+56)まで
平成 26 年 4 月 1 日

五霞IC ランプ部

ツ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ネ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA1+93)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ナ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA1+86)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA3+68)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ラ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA0+52)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA2+25)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ム 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA1+79)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA4+50)まで
平成 26 年 10 月 30 日

別 紙 1

- ウ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA1+56)まで
平成 26 年 11 月 26 日
- ノ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(F-STA1+58)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(F-STA4+10)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- オ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(G-STA1+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(G-STA4+12)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- ク 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(H-STA1+60)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(H-STA3+91)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ヤ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA0+02)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA1+46)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- マ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA1+46)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA3+83)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ケ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA3+83)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+80)まで
平成 26 年 12 月 16 日
- フ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+80)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA7+37)まで
平成 26 年 12 月 6 日
- コ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA7+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+78)まで
平成 26 年 11 月 18 日

別 紙 1

エ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA8+78)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA8+96)まで
平成 26 年 12 月 6 日

テ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA8+96)から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA11+72)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ア 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA11+72)から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA11+88)まで
平成 27 年 2 月 1 日

サ 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA11+88)から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA14+15)まで
平成 26 年 12 月 6 日

五霞IC 料金所部

キ 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA5+65)から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA6+30)まで
平成 26 年 5 月 1 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日（供用開始）

平成 27 年 10 月 31 日（五霞インターチェンジ増設レーン供用開始）

令和 7 年 3 月 30 日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 976 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 26, 976 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
	茨城県つくば市新井	まで

(ロ) 延 長	35. 4 キロメートル
---------	--------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	100	35. 4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道 結城岩井線	茨城県坂東市 富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4) 工事予算

43, 594 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)まで
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 1 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA92+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 2 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA92+00)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA93+23)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 3 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA93+23)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA99+00)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 4 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA99+00)から茨城県猿島郡境町山崎(STA111+28)まで
平成 28 年 8 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 1 - 2 茨城県猿島郡境町山崎(STA111+28)から茨城県猿島郡境町山崎(STA120+00)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 1 茨城県猿島郡境町山崎(STA120+00)から茨城県坂東市菅谷(STA129+03)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 2 茨城県坂東市菅谷(STA129+03)から茨城県坂東市生子(STA140+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 3 茨城県坂東市生子(STA140+00)から茨城県坂東市生子(STA156+60)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ - 1 - 4 茨城県坂東市生子(STA156+60)から茨城県坂東市半谷(STA159+11)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 1 茨城県坂東市半谷(STA159+11)から茨城県坂東市富田(STA162+80)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 2 茨城県坂東市富田(STA162+80)から茨城県坂東市富田(STA167+90)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 3 茨城県坂東市富田(STA167+90)から茨城県坂東市富田(STA172+45)まで
平成 28 年 4 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 2 茨城県坂東市富田(STA172+45)から茨城県坂東市弓田(STA181+17)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 3 - 1 茨城県坂東市弓田(STA181+17)から茨城県坂東市弓田(STA182+22)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 3 - 2 茨城県坂東市弓田(STA182+22)から茨城県坂東市弓田(STA208+20)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 4 茨城県坂東市弓田(STA208+20)から茨城県常総市大生郷町(STA231+73)まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 5 茨城県常総市大生郷町(STA231+73)から茨城県常総市花島町(STA251+16)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 6 茨城県常総市花島町(STA251+16)から茨城県常総市三坂町(STA266+19)まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 7 茨城県常総市三坂町(STA266+19)から茨城県常総市三坂町(STA269+17)まで
平成 28 年 9 月 1 日

ヲ - 8 茨城県常総市三坂町(STA269+17)から茨城県つくば市高良田元上新田(STA292+93)まで
平成 28 年 5 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 9 茨城県つくば市高良田元上新田 (STA292+93) から茨城県つくば市高須賀 (STA298+71) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 10 茨城県つくば市高須賀 (STA298+71) から茨城県つくば市高須賀 (STA302+38) まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 11 茨城県つくば市高須賀 (STA302+38) から茨城県つくば市高須賀 (STA311+00) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 12 茨城県つくば市高須賀 (STA311+00) から茨城県つくば市島名 (STA343+77) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 13 茨城県つくば市島名 (STA343+77) から茨城県つくば市平 (STA352+40) まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 14 茨城県つくば市平 (STA352+40) から茨城県つくば市大白谿 (STA354+00) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 15 茨城県つくば市大白谿 (STA354+00) から茨城県つくば市柳橋 (STA367+47) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 16 茨城県つくば市柳橋 (STA367+47) から茨城県つくば市新井 (STA371+21) まで
平成 28 年 8 月 8 日

別 紙 1

坂東IC ランプ部

ワ－ 1 茨城県坂東市富田(C-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(E-ST A0+35)まで
平成 27 年 7 月 10 日

ワ－ 2 茨城県坂東市富田(A-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(A-ST A4+02)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ－ 3 茨城県坂東市富田(B-ST A1+00)から茨城県坂東市弓田(B-ST A4+64)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ－ 4 茨城県坂東市富田(C-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(C-ST A6+04)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ－ 5 茨城県坂東市富田(D-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(D-ST A8+23)まで
平成 28 年 4 月 1 日

常総IC ランプ部

カ－ 1 茨城県常総市三坂町(A-ST A0+55)から茨城県常総市三坂町(E-ST A0+25)まで
平成 27 年 7 月 1 日

カ－ 2 茨城県常総市三坂町(A-ST A0+55)から茨城県常総市三坂町(A-ST A1+00)まで
平成 28 年 3 月 1 日

別 紙 1

常総IC ランプ部

力 - 3 茨城県常総市三坂町(A-STA6+35)から茨城県常総市三坂町(A-STA6+90)まで
平成 28 年 5 月 1 日

力 - 4 茨城県常総市三坂町(B-STA6+92)から茨城県常総市三坂新田町(B-STA8+12)まで
平成 28 年 5 月 1 日

力 - 5 茨城県常総市三坂町(D-STA2+40)から茨城県常総市三坂町(D-STA5+68)まで
平成 28 年 5 月 1 日

力 - 6 茨城県常総市三坂町(A-STA0+77)から茨城県常総市三坂町(A-STA6+35)まで
平成 28 年 9 月 1 日

力 - 7 茨城県常総市三坂町(B-STA1+00)から茨城県常総市三坂町(B-STA6+92)まで
平成 28 年 9 月 1 日

力 - 8 茨城県常総市三坂町(C-STA0+77)から茨城県常総市三坂町(C-STA4+31)まで
平成 28 年 9 月 1 日

力 - 9 茨城県常総市三坂町(D-STA1+00)から茨城県常総市三坂町(D-STA2+40)まで
平成 28 年 9 月 1 日

別 紙 1

つくば中央IC

ヨ - 1 茨城県つくば市新井(A-ST A0+85)から茨城県つくば市新井(A-ST A3+55)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヨ - 2 茨城県つくば市新井(D-ST A1+50)から茨城県つくば市柳橋(D-ST A7+79)まで
平成 28 年 8 月 8 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日(五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 2 月 26 日(境古河～つくば中央 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47, 104 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47, 104 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県稲敷市沼田	から
	千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延 長	20.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20.3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	2 車線	4 車線	
千葉県成田市吉岡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	稲敷～神崎 神崎～大栄 神崎～大栄
	2. 30×1	2. 30				
	2. 50×1	2. 50				
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 5	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

20,225 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ－ 1 茨城県稲敷市沼田(STA195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ－ 2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ－ 3 茨城県稲敷市沼田(STA205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- イ－ 4 茨城県稲敷市沼田(STA208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ－ 5 茨城県稲敷市沼田(STA209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ－ 6 茨城県稲敷市沼田(STA210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ－ 7 茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- イ－ 8 茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ－ 9 茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ－ 10 茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ロ－ 1 茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- ロ－ 2 茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- ロ－ 3 茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日
- ロ－ 4 茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ロ－ 5 茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)から茨城県稲敷市清水(STA247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- ロ－ 6 茨城県稲敷市清水(STA247+10)から茨城県稲敷市清水(STA248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日

別 紙 1

- ロ - 7 茨城県稲敷市清水(STA248+89)から茨城県稲敷市清水(STA252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ - 1 茨城県稲敷市清水(STA252+90)から茨城県稲敷市清水(STA265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ - 2 茨城県稲敷市清水(STA265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- 二 - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- 二 - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- 二 - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)から千葉県成田市高(STA17+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ - 3 千葉県成田市高(STA17+20)から千葉県成田市高(STA17+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

ホ－ 4 千葉県成田市高(STA17+80)から千葉県成田市高(STA19+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ－ 5 千葉県成田市高(STA19+40)から千葉県成田市高(STA19+64)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ－ 6 千葉県成田市高(STA19+64)から千葉県成田市高(STA20+24)まで
平成 26 年 8 月 18 日

ホ－ 7 千葉県成田市高(STA20+24)から千葉県成田市高(STA21+46)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ－ 8 千葉県成田市高(STA21+46)から千葉県成田市高(STA22+02)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ－ 9 千葉県成田市高(STA22+02)から千葉県成田市名木(STA24+35)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ホ－ 10 千葉県成田市名木(STA24+35)から千葉県成田市名木(STA27+80)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ－ 11 千葉県成田市名木(STA27+80)から千葉県成田市名木(STA31+20)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ－ 12 千葉県成田市名木(STA31+20)から千葉県成田市名木(STA32+10)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

ホ - 13 千葉県成田市名木(STA32+10)から千葉県成田市名木(STA35+50)まで

平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 14 千葉県成田市名木(STA35+50)から千葉県成田市名木(STA37+60)まで

平成 26 年 11 月 20 日

ホ - 15 千葉県成田市名木(STA37+60)から千葉県成田市名木(STA39+00)まで

平成 26 年 12 月 1 日

ホ - 16 千葉県成田市名木(STA39+00)から千葉県成田市名木(STA41+83)まで

平成 26 年 11 月 10 日

ホ - 17 千葉県成田市名木(STA41+83)から千葉県成田市名木(STA45+40)まで

平成 26 年 9 月 1 日

ヘ - 1 千葉県成田市名木(STA45+40)から千葉県成田市倉水(STA59+20)まで

平成 26 年 9 月 1 日

ヘ - 2 千葉県成田市倉水(STA59+20)から千葉県成田市稲荷山(STA60+40)まで

平成 26 年 12 月 1 日

ヘ - 3 千葉県成田市稲荷山(STA60+40)から千葉県成田市稲荷山(STA63+00)まで

平成 26 年 11 月 10 日

ヘ - 4 千葉県成田市稲荷山(STA60+40)から千葉県成田市成井(STA63+80)まで

平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

- へ - 5 千葉県成田市成井(STA63+80)から千葉県成田市成井(STA66+20)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- へ - 6 千葉県成田市成井(STA66+20)から千葉県成田市成井(STA67+45)まで
平成 26 年 12 月 10 日
- へ - 7 千葉県成田市成井(STA67+45)から千葉県成田市成井(STA68+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 8 千葉県成田市成井(STA68+20)から千葉県成田市成井(STA71+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- へ - 9 千葉県成田市成井(STA71+40)から千葉県成田市成井(STA73+46)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 10 千葉県成田市成井(STA73+46)から千葉県成田市芝(STA76+52)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ - 11 千葉県成田市芝(STA76+52)から千葉県成田市芝(STA87+77)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 12 千葉県成田市芝(STA87+77)から千葉県成田市芝(STA92+20)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ - 13 千葉県成田市芝(STA92+20)から千葉県成田市吉岡(STA101+68)まで
平成 26 年 7 月 17 日

別 紙 1

へ - 14 千葉県成田市吉岡(STA101+68)から千葉県成田市吉岡(STA102+95)まで

平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡(STA102+95)から千葉県成田市吉岡(STA106+70)まで

平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水(A-STA0+85)から茨城県稲敷市清水(E-STA0+55)まで

神崎IC

二 - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)まで

平成 25 年 1 月 21 日

二 - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA3+25)まで

平成 25 年 10 月 1 日

二 - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA7+06)まで

平成 26 年 7 月 17 日

二 - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA4+58)まで

平成 26 年 7 月 17 日

二 - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA3+20)まで

平成 26 年 7 月 17 日

二 - 6 千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA2+0)まで

平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

下総IC

- へ - 1 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(E-STA0+71)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 2 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(C1-STA1+91)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 3 千葉県成田市青山(A-STA0+50)から千葉県成田市名木(A-STA4+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 4 千葉県成田市青山(B-STA0+50)から千葉県成田市名木(B-STA4+96)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 5 千葉県成田市青山(C2-STA1+91)から千葉県成田市名木(C2-STA4+97)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 6 千葉県成田市青山(D-STA1+91)から千葉県成田市名木(D-STA5+86)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 7 千葉県成田市青山(E-STA0+71)から千葉県成田市名木(E-STA1+91)まで
平成 27 年 1 月 1 日

大栄JCT

- ト - 1 千葉県成田市吉岡(B-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(B-STA9+53)まで
平成 26 年 12 月 1 日

別 紙 1

ト - 2 千葉県成田市吉岡(H-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(H-STA7+48)まで
平成 26 年 12 月 1 日

神崎PA(仮称)

チ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで
令和 6 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 123 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22, 123 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都三鷹市北野	から
	東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延 長	9.8 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	直轄事業と有料道路事業による事業方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 2 種 第 1 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野	から	80	9.8	
東京都練馬区大泉町	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野	から	6 車線	6 車線	
東京都練馬区大泉町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4) 工事予算

960, 908 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 東京都三鷹市北野(STA.63+36)から東京都練馬区石神井台(STA.133+16)まで
令和 2 年 4 月 1 日
- ロ 東京都練馬区石神井台(STA.133+16)から東京都練馬区石神井台(STA.137+10)まで
令和 2 年 4 月 1 日
- ハ 東京都練馬区石神井台(STA.137+10)から東京都練馬区石神井町(STA.149+40)まで
令和 元 年 8 月 15 日
- ニ 東京都練馬区石神井町(STA.149+40)から東京都練馬区大泉町(STA.159+15)まで
平成 29 年 6 月 1 日
- ホ 東京都練馬区大泉町(STA.159+15)から東京都練馬区大泉町(STA.160+89)まで
平成 26 年 9 月 11 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 296, 103 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 248, 272 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県横浜市栄区田谷町 から
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで

(ロ) 延 長 7.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	80	7.3	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで			

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から 神奈川県藤沢市城南二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 5 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4) 工事予算

154, 914 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA.00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA.74+05)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

164, 750 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 156, 830 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県成田市吉岡 から
千葉県山武市松尾町谷津 まで

(口) 延 長 18.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	18.5	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	2 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ(仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

59,560 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA.0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA.184+90)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

68, 169 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 65, 743 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

日本海沿岸東北自動車道（酒田みなとIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

山形県酒田市藤塚字ふけ田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道酒田八幡線	山形県酒田市 藤塚字南割	立体接続	酒田みなとインターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	山形県酒田市 藤塚字ふけ田	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

1, 656 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 12 月 13 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 933 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 903 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（いわき小名浜IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 341 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 571 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 504 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（平泉スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県西磐井郡平泉町字祇園

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 祇園線	岩手県西磐井郡平泉町字 祇園	立体接続	平泉スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

4, 013 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 364 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 八戸線（八戸西スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市大字尻内町字根岸

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 新川添線(上り線) 及び市道 畑田線(下り線)	青森県八戸市大字尻内町 字新川添及び畑田	立体接続	八戸西スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 646 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 23 日(供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 776 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（水戸北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県水戸市飯富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道飯富286号線及び市道飯富 287号線	茨城県水戸市飯富町	立体接続	水戸北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 329 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 元 年 9 月 7 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 505 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（桑折JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県伊達郡桑折町大字松原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号(東北中央自動車道) 相馬福島道路	福島県伊達郡桑折町 大字松原	立体接続	桑折ジャンクション

(4) 工事予算

6,916 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 8 月 2 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,520 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,492 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（大熊IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡大熊町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道西20号線	福島県双葉郡大熊町	立体接続	大熊インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 544 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	27 年	9 月	1 日
②工事の完成予定年月日	平成	31 年	3 月	31 日(供用開始)
	令和	2 年	3 月	6 日(残事業一部完成)
	令和	3 年	3 月	30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 762 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 762 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（大谷スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道大谷スマートインター1号線 及び市道大谷スマートインター2 号線	栃木県宇都宮市宝木町及 び駒生町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 681 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 081 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

関越自動車道新潟線（三芳スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町上富

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道幹線3号線及び町道上富69 号線	埼玉県入間郡三芳町上富	立体接続	三芳スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 149 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 516 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道16号（横浜横須賀道路）（横須賀PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名:横浜横須賀道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 353 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東関東自動車道水戸線(京葉JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション

(4) 工事予算

34, 317 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 3 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

39, 014 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 37, 206 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県いわき市好間町 から
 福島県双葉郡広野町 まで

(ロ) 延 長 26. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町	から	100	26. 6	
福島県双葉郡広野町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

115, 497 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 30 日(一部供用開始)

令和 3 年 9 月 30 日(供用開始)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

123, 285 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 123, 282 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県亘理郡山元町大平 から
 宮城県亘理郡亘理町逢隈 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亘理郡山元町大平 から 宮城県亘理郡亘理町逢隈 まで	100	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平 から 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

28, 461 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日
 ②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 6 日(供用開始)
 令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 905 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32, 669 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)

(宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号

(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県亘理郡亘理町逢隈	から
	宮城県岩沼市押分	まで

(ロ) 延 長	2.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈 から 宮城県岩沼市押分 まで	100	2. 2	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈 から 宮城県岩沼市押分 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12,202 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 6 日(供用開始)
令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,036 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,936 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北海道縦貫自動車道函館名寄線（苫小牧中央IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道苫小牧市字高丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道 苫小牧中央インター線	北海道苫小牧市 字高丘	立体接続	苫小牧中央インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 403 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 12 月 13 日(供用開始)
令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 635 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 627 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（都賀西方スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県栃木市都賀町及び西方町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道都賀西方スマートインター1 号線及び市道都賀西方スマートイ ンター2号線	栃木県栃木市都賀町及び 西方町	立体接続	都賀西方スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 737 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 986 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（矢板北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県矢板市下太田地内及び長井地内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道矢板北スマートインター1号 線及び市道矢板北スマートイン ター2号線	栃木県矢板市下太田地内 及び長井地内	立体接続	矢板北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 28 日(供用開始)
令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 243 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県潮来市延方	から
	茨城県銚田市秋山	まで

(ロ) 延	長	30.9 キロメートル
-------	---	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	直轄事業と有料道路事業による事業方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県潮来市延方	から	80	30.9	
茨城県鉾田市秋山	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県潮来市延方	から	2 車線	4 車線	
茨城県鉾田市秋山	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.0	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.5	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.0	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道水戸神栖線及び 市道(潮)1級13号線	茨城県潮来市 延方	立体接続	潮来インターチェンジ
市道麻生1-17号	茨城県行方市 石神	立体接続	麻生インターチェンジ(仮称)
一般国道354号	茨城県行方市 両宿	立体接続	北浦インターチェンジ(仮称)
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

17, 041 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 29 年 7 月 1 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、
会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいい、茨城県潮来市延方(STA-1-8.1
茨城県銚田市塔ヶ崎(STA286+4.0)は、令和5年 4月 1日までに着手するものとする

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20, 160 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19, 318 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線(菅生スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県柴田郡村田町菅生

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 仙台村田線	宮城県柴田郡村田町菅生	立体接続	菅生スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 134 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 683 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

関越自動車道上越線（甘楽PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の箇所

群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉及び天引

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 甘楽PAスマートIC線	群馬県甘楽郡甘楽町大字 白倉及び天引	立体接続	甘楽PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 477 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 730 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北関東自動車道（出流原PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県佐野市出流原町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道出流原PAスマートインター 線(西行き)及び市道出流原PAス martインター線(東行き)	栃木県佐野市出流原町	立体接続	出流原PAスマートインターチェン ジ(仮称)

(4) 工事予算

1,711 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 089 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（つくばスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市島名

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道つくばスマートICアクセス1号 線及び市道つくばスマートICアク セス2号線	茨城県つくば市島名	立体接続	つくばスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 938 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 387 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市大字下早見	から
	千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延 長	92.2 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般道路事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	100	92. 2	
千葉県成田市吉岡	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	4 車線	4 車線	4車線化
千葉県成田市吉岡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
埼玉県久喜市 大字下早見 から 千葉県 成田市吉岡 まで	土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		幅 員	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	3. 00メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡	まで	3. 50メートル(橋梁部)	

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

388, 606 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 令和 元 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

429, 666 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 410, 248 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

日本海沿岸東北自動車道（胎内スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県胎内市鴻ノ巣 及び 宮瀬

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)市道胎内スマートインター 1号線 及び (仮称)市道胎内ス martインター2号線	新潟県胎内市 鴻ノ巣及び宮瀬	立体接続	胎内スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 312 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 586 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北関東自動車道（下野スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下野市下古山及び上古山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道下野スマートインター線(西行き)及び市道下野スマートインター線(東行き)	栃木県下野市下古山及び上古山	立体接続	下野スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 203 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 743 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

中央自動車道長野線（筑北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道長野線

(2) 工事の箇所

長野県東筑摩郡筑北村西条小仁熊

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
村道滝上北線	長野県 東筑摩郡 筑北村 西条小仁熊	立体接続	筑北スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 863 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 343 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（蓮田スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字川島及び黒浜

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道 57号線	埼玉県蓮田市大字川島 及 び 黒浜	立体接続	蓮田スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 390 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 776 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（花巻PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道山の神諏訪線 及び 県道花巻和賀線	岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地	立体接続	花巻PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 309 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 712 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北中央自動車道相馬尾花沢線（山形PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市大道端

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道西部工業団地村木沢線	山形県山形市大道端	立体接続	山形PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 842 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（つくばみらいスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくばみらい市古川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)つくばみらいスマートIC1 号線 及び (仮称)つくばみらいス martIC2号線	茨城県つくばみらい市古川	立体接続	つくばみらいスマートインターチェ ンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 322 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 896 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（小高スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市小高区大田和

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道大田和インター線 及び 市道川房インター線	福島県南相馬市小高区大 田和	立体接続	小高スマートインターチェンジ(仮 称)

(4) 工事予算

2, 613 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 331 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道4号(東埼玉道路)

(埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道4号(東埼玉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県八潮市大字八條	から
	埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで

(ロ) 延 長	9.5 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 から 埼玉県北葛飾郡松伏町田島 まで	80	9. 5	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 から 埼玉県北葛飾郡松伏町田島 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号 及び常磐自動車道	埼玉県八潮市大字八條	立体接続	草加八潮 インター・ジャンクション(仮称)
一般国道4号	埼玉県草加市柿木町	立体接続	蒲生柿木川戸線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県越谷市大成町	立体接続	越谷吉川線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県吉川市大字川藤	立体接続	越谷総合公園川藤線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県北葛飾郡松伏町田島	立体接続	浦和野田線 インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

16, 709 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 10 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

- ・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19, 587 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 18, 723 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字中央 から
 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで

(ロ) 延 長 26. 2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 から 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで	100	26. 2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 から 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分			1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

97, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	令和	2 年	5 月	1 日
②工事の完成年月日	令和	12 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

113, 814 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 108, 460 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡浪江町大字室原 から
福島県南相馬市原町区大字信田沢 まで
(なお、事業着手する区間については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までとする。)

(ロ) 延長 18.4 キロメートル (1.9キロメートル)
※()内は福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田 まで 沢	100	18.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田 沢 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

45, 000 百万円(消費税込み)

(うち、福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事予算 7, 000百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 702 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 269 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北海道横断自動車道黒松内釧路線（長流枝スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道河東郡音更町字長流枝

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道長流枝スマートインター線	北海道河東郡音更町字長流枝	立体接続	長流枝スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 004 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 004 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（白石中央スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市大平中目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道白石中央スマートインター1号線 市道白石中央スマートインター2号線	宮城県白石市大平中目	立体接続	白石中央スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 421 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 133 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北中央自動車道相馬尾花沢線（天童南スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県天童市大字高嶺

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインター2号線	山形県天童市大字高嶺	立体接続	天童南スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 284 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 253 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

関越自動車道上越線（若穂スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県長野市若穂川田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道若穂西298号線	長野県長野市若穂川田	立体接続	若穂スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 745 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 631 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（三郷料金所スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市小谷堀

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道1313号線、市道1704号 線、市道1705号線 及び 市道 1706号線	埼玉県三郷市小谷堀	立体接続	三郷料金所スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

921 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 298 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北陸自動車道（大積スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県長岡市

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道二和55号線 及び 市道二和143号線	新潟県長岡市	平面接続	大積スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 347 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 929 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道13号（米沢南陽道路）（高畠スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道13号

(有料道路名 : 米沢南陽道路)

(2) 工事の箇所

山形県東置賜郡高畠町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道高畠インター1号線 町道高畠インター2号線	山形県東置賜郡高畠町	立体接続	高畠スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 810 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 611 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

別紙 1－210 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(北千葉JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道 水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市堀之内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道464号 (北千葉道路)	千葉県市川市 堀之内	平面接続	北千葉ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

132, 441 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

161, 087 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 153, 342 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

- (イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字上トマム から
北海道上川郡清水町字清水 まで
(なお、事業着手する区間については北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までとする。)

- (ロ) 延 長 20.9 キロメートル (3.2キロメートル)
※()内は北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までを表す。

(3) 工事方法

- (イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

- (ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	100	20.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

52,000 百万円(消費税込み)

(うち、北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までの工事予算 24, 000百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

(なお、上記については北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,962 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,581 百万円) (消費税込み)

(なお、上記については北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線

(岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岩手県北上市和賀町煤孫 から
 岩手県和賀郡西和賀町大渡 まで

(ロ) 延 長 21.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫 から 岩手県和賀郡西和賀町大渡 まで	80	21.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫 から 岩手県和賀郡西和賀町大渡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル(土工部)

3. 00 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

98, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120, 082 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 114, 445 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から
 福島県耶麻郡西会津町大字野沢 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から 福島県耶麻郡西会津町大字野沢 まで	80	11.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から 福島県耶麻郡西会津町大字野沢 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル(土工部)

3. 00 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

7, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 212 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 808 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から
新潟県阿賀野市新保 まで

(ロ) 延 長 14.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から 新潟県阿賀野市新保 まで	80	14.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から 新潟県阿賀野市新保 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.5	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル(土工部)

3. 00 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

30, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	令和 3 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日	令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38, 354 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 36, 626 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市大字坪田 から
 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市大字坪田 から 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで	100	8.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市大字坪田 から 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

22, 000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29, 021 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 728 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号（仙台北部道路）

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県宮城郡利府町沢乙 から
 宮城県富谷市穀田 まで

(ロ) 延 長 6. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 から 宮城県富谷市穀田 まで	100	6. 6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 から 宮城県富谷市穀田 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

19, 000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 001 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23, 885 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	34,989百万円
H 2 4	33,071百万円
H 2 5	41,256百万円
H 2 6	68,784百万円
H 2 7	95,856百万円
H 2 8	88,927百万円
H 2 9	99,841百万円
H 3 0	103,997百万円
R 1	133,660百万円
R 2	165,759百万円
R 3	228,687百万円
R 4	104,729百万円
R 5	156,026百万円
R 6	137,292百万円
R 7	81,586百万円
R 8	167,296百万円
R 9	51,876百万円
R 1 0	51,995百万円
R 1 1	52,304百万円
R 1 2	192,252百万円
R 1 3	54,423百万円
R 1 4	54,905百万円
R 1 5	53,899百万円
R 1 6	54,885百万円
R 1 7	54,386百万円
R 1 8	55,183百万円
R 1 9	55,489百万円
R 2 0	54,604百万円
R 2 1	54,449百万円
R 2 2	54,455百万円
R 2 3	54,437百万円
R 2 4	54,847百万円
R 2 5	54,781百万円
R 2 6	53,929百万円
R 2 7	53,221百万円
R 2 8	53,199百万円
R 2 9	53,135百万円
R 3 0	54,066百万円
R 3 1	52,785百万円
R 3 2	53,220百万円
R 3 3	53,855百万円
R 3 4	53,855百万円
R 3 5	53,855百万円
R 3 6	53,855百万円
R 3 7	53,855百万円
R 3 8	53,335百万円
R 3 9	53,335百万円
R 4 0	53,335百万円
R 4 1	53,335百万円
R 4 2	53,335百万円
R 4 3	54,027百万円
R 4 4	54,027百万円
R 4 5	27,208百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)	
債務引受限度額	91,617百万円

別紙 5 を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	9百万円
H27	214百万円
H28	671百万円
H29	1,492百万円
H30	2,590百万円
R1	903百万円
R2	1,134百万円
R3	2,130百万円
R4	7,439百万円
R5	3,719百万円
R6	2,241百万円
R7	2,398百万円
R8	2,481百万円
R9	0百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551, 875百万円) 551, 875百万円	(63, 667百万円) 47, 550百万円	(379, 925百万円) 391, 645百万円	(127, 702百万円) 111, 107百万円	(252, 223百万円) 280, 538百万円
H 1 9	(559, 192百万円) 558, 180百万円	(67, 965百万円) 51, 619百万円	(405, 577百万円) 425, 162百万円	(136, 324百万円) 120, 616百万円	(269, 253百万円) 304, 546百万円
H 2 0	(555, 373百万円) 522, 469百万円	(68, 941百万円) 49, 115百万円	(411, 402百万円) 404, 532百万円	(138, 282百万円) 114, 763百万円	(273, 120百万円) 289, 769百万円
H 2 1	(449, 377百万円) 420, 422百万円	(55, 670百万円) 39, 424百万円	(332, 204百万円) 324, 717百万円	(111, 662百万円) 92, 120百万円	(220, 542百万円) 232, 597百万円
H 2 2	(447, 103百万円) 414, 736百万円	(54, 937百万円) 34, 125百万円	(327, 833百万円) 281, 068百万円	(110, 193百万円) 79, 737百万円	(217, 640百万円) 201, 331百万円
H 2 3	(436, 821百万円) 400, 681百万円	(39, 902百万円) 36, 286百万円	(328, 653百万円) 298, 870百万円	(93, 237百万円) 84, 788百万円	(235, 416百万円) 214, 082百万円
H 2 4	(429, 007百万円) 471, 361百万円	(38, 674百万円) 42, 912百万円	(318, 541百万円) 353, 445百万円	(90, 368百万円) 100, 270百万円	(228, 173百万円) 253, 175百万円
H 2 5	(430, 686百万円) 484, 935百万円	(32, 447百万円) 41, 206百万円	(267, 253百万円) 339, 394百万円	(75, 818百万円) 96, 284百万円	(191, 435百万円) 243, 110百万円
H 2 6	(516, 202百万円) 605, 006百万円	(38, 687百万円) 50, 781百万円	(318, 649百万円) 418, 260百万円	(90, 399百万円) 118, 658百万円	(228, 250百万円) 299, 602百万円
H 2 7	(518, 644百万円) 628, 371百万円	(39, 437百万円) 53, 140百万円	(324, 824百万円) 437, 691百万円	(92, 151百万円) 124, 170百万円	(232, 673百万円) 313, 521百万円
H 2 8	(566, 074百万円) 626, 183百万円	(40, 169百万円) 53, 492百万円	(330, 850百万円) 440, 591百万円	(93, 860百万円) 124, 993百万円	(236, 990百万円) 315, 598百万円
H 2 9	(596, 278百万円) 649, 995百万円	(35, 238百万円) 54, 109百万円	(290, 238百万円) 445, 668百万円	(82, 339百万円) 126, 433百万円	(207, 899百万円) 319, 235百万円
H 3 0	(604, 439百万円) 670, 878百万円	(29, 639百万円) 54, 693百万円	(244, 123百万円) 450, 479百万円	(69, 256百万円) 127, 798百万円	(174, 867百万円) 322, 681百万円
R 1	(605, 167百万円) 667, 503百万円	(22, 480百万円) 50, 960百万円	(185, 160百万円) 419, 734百万円	(52, 529百万円) 119, 076百万円	(132, 631百万円) 300, 658百万円
R 2	(609, 161百万円) 510, 527百万円	(33, 421百万円) 32, 853百万円	(275, 272百万円) 270, 594百万円	(78, 093百万円) 76, 766百万円	(197, 179百万円) 193, 828百万円
R 3	529, 788百万円	25, 614百万円	210, 966百万円	59, 850百万円	151, 116百万円
R 4	568, 500百万円	38, 711百万円	318, 847百万円	90, 455百万円	228, 392百万円
R 5	568, 756百万円	35, 747百万円	294, 427百万円	83, 527百万円	210, 900百万円
R 6	579, 940百万円	33, 453百万円	275, 536百万円	78, 168百万円	197, 368百万円
R 7	583, 498百万円	36, 646百万円	301, 839百万円	85, 630百万円	216, 209百万円
R 8	593, 617百万円	23, 660百万円	194, 879百万円	55, 286百万円	139, 593百万円
R 9	599, 958百万円	43, 137百万円	355, 301百万円	100, 797百万円	254, 504百万円
R 1 0	599, 857百万円	40, 265百万円	331, 647百万円	94, 086百万円	237, 561百万円
R 1 1	601, 828百万円	14, 010百万円	115, 389百万円	32, 735百万円	82, 654百万円
R 1 2	601, 646百万円	40, 883百万円	336, 732百万円	95, 529百万円	241, 203百万円
R 1 3	600, 352百万円	54, 544百万円	449, 249百万円	127, 449百万円	321, 800百万円
R 1 4	595, 834百万円	54, 043百万円	445, 129百万円	126, 280百万円	318, 849百万円
R 1 5	589, 641百万円	53, 524百万円	440, 854百万円	125, 068百万円	315, 786百万円
R 1 6	581, 151百万円	52, 576百万円	433, 044百万円	122, 852百万円	310, 192百万円
R 1 7	573, 878百万円	51, 899百万円	427, 464百万円	121, 269百万円	306, 195百万円
R 1 8	564, 341百万円	50, 865百万円	418, 947百万円	118, 853百万円	300, 094百万円
R 1 9	556, 013百万円	50, 001百万円	411, 831百万円	116, 834百万円	294, 997百万円
R 2 0	547, 735百万円	49, 261百万円	405, 739百万円	115, 106百万円	290, 633百万円
R 2 1	541, 340百万円	48, 637百万円	400, 596百万円	113, 647百万円	286, 949百万円
R 2 2	530, 111百万円	47, 513百万円	391, 337百万円	111, 020百万円	280, 317百万円
R 2 3	522, 810百万円	46, 784百万円	385, 335百万円	109, 317百万円	276, 018百万円
R 2 4	514, 560百万円	45, 917百万円	378, 200百万円	107, 293百万円	270, 907百万円
R 2 5	508, 094百万円	45, 277百万円	372, 924百万円	105, 796百万円	267, 128百万円
R 2 6	497, 964百万円	44, 349百万円	365, 278百万円	103, 627百万円	261, 651百万円
R 2 7	488, 645百万円	43, 487百万円	358, 183百万円	101, 614百万円	256, 569百万円
R 2 8	481, 307百万円	42, 755百万円	352, 154百万円	99, 904百万円	252, 250百万円
R 2 9	474, 781百万円	42, 109百万円	346, 828百万円	98, 393百万円	248, 435百万円
R 3 0	464, 731百万円	41, 010百万円	337, 779百万円	95, 826百万円	241, 953百万円
R 3 1	456, 460百万円	40, 310百万円	332, 017百万円	94, 191百万円	237, 826百万円
R 3 2	447, 122百万円	39, 333百万円	323, 965百万円	91, 907百万円	232, 058百万円
R 3 3	441, 992百万円	38, 756百万円	319, 214百万円	90, 559百万円	228, 655百万円
R 3 4	432, 042百万円	37, 760百万円	311, 014百万円	88, 233百万円	222, 781百万円
R 3 5	423, 667百万円	36, 922百万円	304, 112百万円	86, 275百万円	217, 837百万円
R 3 6	415, 738百万円	36, 129百万円	297, 577百万円	84, 421百万円	213, 156百万円
R 3 7	408, 102百万円	35, 365百万円	291, 285百万円	82, 636百万円	208, 649百万円
R 3 8	399, 524百万円	34, 559百万円	284, 645百万円	80, 752百万円	203, 893百万円
R 3 9	391, 349百万円	33, 741百万円	277, 908百万円	78, 841百万円	199, 067百万円
R 4 0	382, 982百万円	32, 904百万円	271, 013百万円	76, 885百万円	194, 128百万円
R 4 1	376, 724百万円	32, 278百万円	265, 855百万円	75, 421百万円	190, 434百万円
R 4 2	365, 912百万円	31, 196百万円	256, 946百万円	72, 894百万円	184, 052百万円
R 4 3	358, 465百万円	30, 382百万円	250, 238百万円	70, 991百万円	179, 247百万円
R 4 4	350, 220百万円	29, 557百万円	243, 443百万円	69, 063百万円	174, 380百万円
R 4 5	123, 677百万円	9, 612百万円	79, 173百万円	22, 461百万円	56, 712百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 564,850百万円
H 2 4	(604,468百万円) 652,866百万円
H 2 5	(607,533百万円) 667,857百万円
H 2 6	(700,369百万円) 796,177百万円
H 2 7	(710,760百万円) 827,595百万円
H 2 8	(778,089百万円) 845,979百万円
H 2 9	(800,738百万円) 862,463百万円
H 3 0	(811,935百万円) 886,493百万円
R 1	(822,438百万円) 892,998百万円
R 2	(839,113百万円) 732,088百万円
R 3	770,368百万円
R 4	786,463百万円
R 5	787,497百万円
R 6	795,885百万円
R 7	802,076百万円
R 8	811,967百万円
R 9	817,581百万円
R 1 0	816,630百万円
R 1 1	817,820百万円
R 1 2	820,138百万円
R 1 3	820,847百万円
R 1 4	815,564百万円
R 1 5	808,540百万円
R 1 6	799,884百万円
R 1 7	793,381百万円
R 1 8	782,569百万円
R 1 9	773,912百万円
R 2 0	765,250百万円
R 2 1	758,654百万円
R 2 2	747,937百万円
R 2 3	739,281百万円
R 2 4	730,626百万円
R 2 5	723,933百万円
R 2 6	713,310百万円
R 2 7	704,654百万円
R 2 8	695,994百万円
R 2 9	689,209百万円
R 3 0	678,681百万円
R 3 1	670,022百万円
R 3 2	661,368百万円
R 3 3	654,899百万円
R 3 4	644,878百万円
R 3 5	636,635百万円
R 3 6	628,391百万円
R 3 7	621,831百万円
R 3 8	611,903百万円
R 3 9	603,658百万円
R 4 0	595,416百万円
R 4 1	588,765百万円
R 4 2	578,927百万円
R 4 3	570,682百万円
R 4 4	562,437百万円
R 4 5	280,026百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙８中、１．（１）①ハ（ハ）イ）を次のとおり改める。

イ）ＥＴＣ車以外の自動車の場合

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大泉	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田東	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,455.374	2,325.624
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り（各入口インターチェンジから大泉インターチェンジ方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
京葉ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
三郷	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加八潮ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

川口中央	—	—	—	—	—
川口西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444
和光	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444

別紙８中、１．（１）①ハ（ハ）ロ）を次のとおり改める。

ロ) ETC車の場合

東京外環自動車道の新倉PAで転回しない場合

輕自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

[illegible][illegible]

東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合

軽自動車等

大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中	川口東	草加	草加入郷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	市川南	高谷 ｼﾝｸﾞﾙﾗﾝｼﾞ
大泉	和光	和光北	戸田西	戸田東	外環浦和	川口西	川口中										

別紙８中、１．（１）①ハ（ニ）イ）を次のとおり改める。

イ）ＥＴＣ車以外の自動車の場合

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	958.222	1,195.462	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田東	925.160	1,154.134	1,392.368	1,884.005	3,040.008
外環浦和	868.481	1,083.286	1,307.351	1,813.812	2,874.870
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	950.446	1,147.943	1,594.626	2,509.560
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,116.061	1,550.788	2,436.498
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,487.468	2,330.964
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
北千葉ジャンクション	360.182	412.728	465.274	583.501	872.502
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
北千葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—

三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—

別紙８中、１．（１）①ハ（ニ）ロ）を次のとおり改める。

東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合

輕自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

別紙 8 中、1. (1) ④イ (ロ) のうち、

「

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ (イ) に定める方法により算出 ((2) ③から⑥まで又は⑨から⑪までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出) した、当該経路における甲インターチェンジと (B) に掲げる接続部相互間の 1 回の通行に係る料金の額並びに①ハに定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 3 条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度 (以下「首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」という。) を適用して (この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引に限る。) 算出した額並びに (B) に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

」を

「

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ (イ) に定める方法により算出 ((2) ③から⑥まで又は⑨から⑪までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出) した、当該経路における甲インターチェンジと (B) に掲げる接続部相互間の 1 回の通行に係る料金の額並びに①ハに定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 3 条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度 (以下「首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」という。) を適用して (この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引に限る。ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は上限料金の引下げに係る割引のほか、車種間比率等の特例割引を適用する。) 算出した額並びに (B) に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

」に改める。

別紙 8 中、1. (2) ②ロ (イ) のうち、

「平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間」を「平成 26 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間」に、「平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間」に、「平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間」に改める。

別紙 8 中、2. のうち、「令和 45 年 10 月 6 日まで」を「令和 45 年 10 月 2 日まで」に改める。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 函館名寄線	北海道茅部郡森町字赤井川	北海道上川郡剣淵町藤本町
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 黒松内釧路線	北海道小樽市勝納町 北海道千歳市上長都	北海道札幌市白石区米里 北海道中川郡本別町共栄
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 黒松内北見線	北海道中川郡本別町勇足	北海道足寄郡足寄町郊南
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 弘前線	東京都練馬区大泉町	青森県青森市大字岩渡字熊沢
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 八戸線	青森県青森市大字岩渡字小谷 岩手県八幡平市小柳田 青森県八戸市大字坂牛字妻ノ神	青森県青森市大字字松代 青森県八戸市大字市川町和野前山 青森県八戸市大字根城字牛ヶ窪
高速自動車国道 東北横断自動車道 釜石秋田線	岩手県北上市鬼柳町 秋田県秋田市金足岩瀬字松館太平 岩手県花巻市東和町安俵	秋田県秋田市上新城中字南波掛 秋田県山本郡三種町鹿渡字金仏 岩手県花巻市西宮野目
高速自動車国道 東北横断自動車道 酒田線	宮城県柴田郡村田町足立字大森 山形県鶴岡市田麦俣字鶴ノ里	山形県西村山郡西川町大字月山沢 山形県鶴岡市友江字松倉
高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線	福島県いわき市内郷宮町鬼ヶ沢	新潟県新潟市江南区太右工門新田
高速自動車国道 日本海沿岸東北自動車道	新潟県新潟市江南区俵柳 山形県鶴岡市山田字小京田 秋田県由利本荘市岩城内道川	新潟県村上市南新保 山形県酒田市藤塚字ふけ田 秋田県秋田市河辺
高速自動車国道 関越自動車道 新潟線	東京都練馬区三原台	新潟県長岡市上除町
高速自動車国道 関越自動車道 上越線	群馬県藤岡市岡之郷	新潟県上越市寺
高速自動車国道 常磐自動車道	埼玉県川口市神戸東	宮城県亶理郡亶理町逢隈牛袋字水口
高速自動車国道 東関東自動車道 千葉富津線	千葉県千葉市中央区浜野町 千葉県木更津市中島田	千葉県富津市竹岡 千葉県木更津市畑沢
高速自動車国道 東関東自動車道 水戸線	埼玉県三郷市番匠免 千葉県市川市高谷	埼玉県三郷市鷹野 茨城県潮来市延方
高速自動車国道 北関東自動車道	群馬県高崎市上滝町 栃木県栃木市都賀町木	栃木県栃木市岩舟町小野寺 茨城県水戸市元石川町字千束
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県安曇野市豊科南穂高(安曇野 IC 含まず)	長野県千曲市雨宮
高速自動車国道 北陸自動車道	新潟県新潟市江南区俵柳	富山県下新川郡朝日町月山(朝日 IC 含まず)

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道235号（日高自動車道(苫東道路)）	北海道苫小牧市字植苗	北海道苫小牧市字沼ノ端
一般国道466号（第三京浜道路）	東京都世田谷区野毛	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町
一般国道1号・一般国道16号（横浜新道）	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町字坂本
一般国道16号・一般国道468号 （横浜横須賀道路）	神奈川県横須賀市馬堀海岸 神奈川県横浜市金沢区並木	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字清戸奥
一般国道14号・一般国道16号（京葉道路）	東京都江戸川区一之江	千葉県千葉市中央区浜野町
一般国道126号（千葉東金道路）	千葉県千葉市中央区星久喜町	千葉県山武市松尾町谷津字平台
一般国道127号（富津館山道路）	千葉県南房総市富浦町深名字杉原	千葉県富津市竹岡字仲町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	43 キロメートル	441, 093 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	1 キロメートル	7, 488 百万円
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	162 キロメートル	87, 623 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	56 キロメートル	76, 883 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	7, 759 箇所	161, 845 百万円
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	60 キロメートル	400, 299 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特 2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1,450百万円
H 2 9	8,416百万円
H 3 0	18,217百万円
R 1	19,205百万円
R 2	15,321百万円
R 3	43,127百万円
R 4	76,079百万円
R 5	54,671百万円
R 6	107,511百万円
R 7	134,859百万円
R 8	189,058百万円
R 9	116,155百万円
R 1 0	144,638百万円
R 1 1	408,718百万円

(注1) 平成27年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年3月25日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 渡 邊 大 樹

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 小 畠 徹